いしかわ県民文化振興基金 令和6年度

企業等の文化活動促進事業 募集要項

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金では、石川県の優れた文化の更なる向上と裾野の拡大を図るため、<u>県内の企業等が新たに実施する、次世代育成や障害者芸術推進を目的</u>対象とした文化活動事業への助成を行います。

この度、令和6年度の助成対象事業について募集いたしますので、助成を希望される団体は、本募集要項に基づきご応募ください。

<企業向け文化活動促進の概要>

1. 助成対象団体

- ・県内に住所又は活動の本拠を有する企業等(株式会社や各種法人)
- ・実行委員会等、臨時的に組織された団体の場合は、その主な構成団体 (中心団体)が県内の企業等であること

2. 助成対象事業

次の要件をすべて満たす事業

- ・石川県内において実施する文化活動
- ・企業等が社会貢献活動として新たに行う文化活動
- ・県内の次世代育成や障害者芸術推進(鑑賞・出演どちらも含む)を 目的とする文化活動(例:子ども向けコンサート、県内の若手アー ティストを起用したコンサート、障害者による作品展)

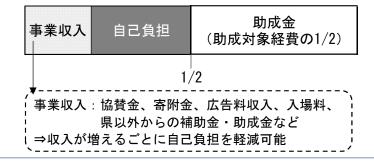
3. 助成対象経費

ゲスト謝金、会場使用料、会場設営費、作品運搬費、宣伝費・印刷費 等

4. 助成金額

助成限度額 最大50万円 七尾市以北6市町で開催する取組は最大100万円 ただし下記の範囲内で助成します。

- ① 助成対象経費の2分の1以内の額
- ② 事業費(助成対象経費+助成対象外経費)から事業収入を除いた額



① 応募期間

令和6年7月1日 ~ 令和7年3月31日(第1次応募)

② 助成対象事業の実施期間

令和6年7月1日 ~ 令和8年3月31日

③ 助成対象団体

次の要件を全て満たす団体を対象とします。

- ※1対象者につき助成は各年度1回限りとなります。
 - (1) 石川県内に住所または活動の本拠を置いていること
 - (2) 営利を目的とする私企業であること
 - (3) 定款等の一定の規約を有し、代表者が明らかであること
 - (4) 会計経理が明確であること
 - (5) 実行委員会等、臨時的に組織される団体の場合は、その主な構成団体(中心団体)が上記(1)~(4)の要件を満たすこと

ただし、次のいずれかに該当する団体は対象外となります。

- (1) 地方公共団体又は地方公共団体が設立した団体
- (2) 文化施設の経営を目的とする団体
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者がいる団体

④ 助成対象事業

次の要件を全て満たす事業を対象とします。

- (1) 石川県内において実施する文化活動
- (2)企業等が社会貢献活動として新たに行う文化活動
- (3) 県内の次世代育成や障害者芸術推進(鑑賞・出演どちらも含む)を目的とする文化活動(例:子ども向けコンサート、県内の若手アーティストを起用したコンサート、障害者による作品展)

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- (1) <u>専ら営利を目的とするもの</u>(例:本業としての企業活動や、営利を目的としたコンサート)
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会、その他特定の 会員のみに限られるもの
- (4) 学校のクラブ活動その他学校教育に関するもの

- (5) 寄付行為等を行う、いわゆるチャリティーを目的とするもの
- (6) 当該事業の実施に必要な経費のうち、基金の助成金を除く額(自己負担額)を調達できる見込みがないもの
- (7) 当該事業について、石川県補助金又はこれに準じた助成金等(石川県が出資した団体からの助成金等)を受けているもの

※基金が別途募集する「被災者の文化鑑賞支援事業」との併用はできません。

⑤ 助成金の額

- 1 助成限度額 ①助成対象経費の2分の1以内の額
 - ②事業費(助成対象経費+助成対象外経費)から事業収入※を除いた額
 - ⇒ ①または②のいずれか小さい額の範囲内かつ助成限度額の範囲内

(千円未満切り捨て)

- ※ 事業収入:入場料、協賛金、寄附金、広告料収入、県以外からの補助金・助成金など
- 2 助成限度額 最大50万円 ただし、七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・穴水町・ 能登町で開催する取組は最大100万円
- 3 助成金の交付 精算払い (実績報告後に交付)

⑥ 助成対象経費

※下記の経費に含まれる消費税及び地方消費税はすべて助成対象外となります。 収支予算書の支出の部には税込と税抜の金額をそれぞれ記入してください。

項目	細目	内容
	出演料	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料 等
出演•	音楽費	作曲・編曲料、作詞料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製
音楽•		作料、著作権使用料 等
文芸費	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣装デザイン料、各
		種助手料、脚本料、訳詞料、著作権使用料 等
舞台•	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、照明費、
		音響費、機材借料、障害者対応用機材借上料等
以	会場費	会場使用料、設備使用料、会場設営費、撤去費等
改善質	運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費
	謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、講師謝金、会場整理員謝金、警備謝金、
	o3J <u>AZ</u>	手話通訳・要約筆記等謝金等
	旅費	交通費、宿泊費
賃金・	通信費	郵送料
旅費•	宣伝費	入場券販売手数料、広告宣伝費、看板費 等
宣伝費等		チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、
	印刷費	プログラム印刷費、図録印刷費、印刷製本費 等
		※デザイン料や点字の挿入など障害者への配慮のために係る経費を含む
	記録費	録画費、録音費、写真費 等
その他	保険料	催事保険料 等
	その他	その他 ※判断が難しいものについてはご相談ください

応募する事業に伴う経費であっても、次に掲げる経費は対象外とします。

	○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン車料金など)
	○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料
収支予算書に記	○レセプション・パーティ、打ち上げ、飲食等に係る経費
載できる助成対	○土産代
	○商品券等の金券
象外経費 	○会員や親族が経営する会社との取引に要する経費
	○事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出にかかる
	費用(外部委託(税理士に委託する場合等))
	○通常の企業経営に係る経費
収支予算書に <u>記</u>	○汎用性のある備品(事務機器、事務用品、消耗品など)の購入費
<u>載できない</u> 助成	○電話代、インターネット利用料金等の通信費
対象外経費	○ホームページ等の保守費用
	○振込手数料及び両替手数料

- ○行政機関に支払う手数料
- ○収入印紙
- ○領収書の用意ができないなど、支出の証明ができない経費
- ○社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

⑦ 申請方法

- 1 提出書類 (1)事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 団体概要調書(定款等の団体規約、役員名簿を添付) ☆様式は下記ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/kigyou_koubo.html



2 提出方法 電子メール (郵送も可)

電子メールで送付いただいた場合は、メール送付後、事務局までお電話ください(TEL:076-225-1371)

3 提出先 Mail bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県文化振興課内公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

⑧ 審查方法·審查基準

(1) 選考方法

提出いただいた応募書類を基に、下記の要素などをもとに事業内容を審査し、採択事業を決定します。

- ①実現可能性
 - 事業経費が適正に見積りされているか。
 - 入場料収入が想定よりも少なかった場合でも実施可能な事業か。
- ②新規性
 - ・応募者にとって新たに実施する事業であるか。
- ③公共性、公益性
 - 特定の団体やグループのみを対象とせず、広く参加、出演の呼びかけを行うものであるか。
- ④今後の継続性、発展可能性
 - ・事業の実施を機に、今後自立して文化活動を継続・発展することが見込めるか。

(2) 選考結果

審査結果は、採否にかかわらず事業計画提出の1か月以内を目途に書面により通知します。 ※予算の範囲内で助成事業を決定するため、助成決定額は申請額を下回ることがあります。

⑨ 申請手続き等の流れ

STEP1:認定…応募者全員に、採択、不採択の通知を送付します。

STEP2:実行…準備から事業の実施までを下記の範囲内で完了させてください。

(令和6年7月1日~令和8年3月31日)

STEP3:報告…事業が終了してから30日以内に「交付申請書兼実績報告書」を提出してくだ

さい。

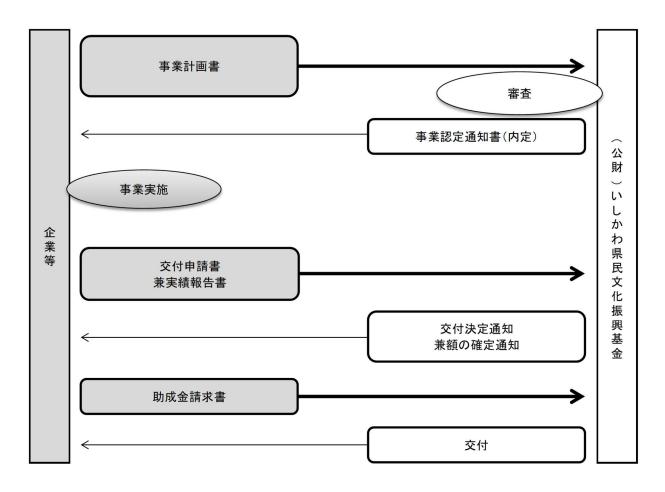
提出書類:交付申請書兼実績報告書

領収書、記録写真、チラシやポスターなどの広報物

STEP4:確定・請求…事業内容が適正と認められた場合に、助成金を支払います。

提出書類:助成金請求書

<手続きの流れ>



● 認定した事業については、事業実施後に「交付申請書兼実績報告書」を提出していただき、実施状況等について確認させていただいた上で交付決定~交付(支払い)となります。

⑪ 助成を受ける旨の表記等

- 助成が決定した事業については、当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に、本基金の助成を受ける事業である旨を必ず明記してください。印刷スケジュールの都合により表示が難しい場合についても、ホームページや看板等にて表示を行ってください。
 - (表示例:「助成:公益財団法人いしかわ県民文化振興基金」、ロゴマーク)
- 助成が決定した団体及び助成事業にかかるイベント等は、原則として(公財)いしかわ県民文化振興基金のホームページ「いしかわの文化」にて、イベント情報を掲載しますので、イベント等の詳細が決定次第、必ず所定の手続きによりイベント情報の登録申込を行ってください。(登録申込手続きは右記ホームページ参照 http://www.ishikawabunka.jp/input/)

⑪ 留意事項

- 必要に応じて、申請書の内容等について聞き取りを行わせていただく場合があります。
- 提出した書類は、必ず写しをとり保管してください。
- 同一団体につき応募できる数は1事業までです。
- 同一内容を複数上演する場合は全体を1事業とします。
- 同一団体の異なる店舗からそれぞれ応募があった場合は、同一団体から複数の応募があったものとして取り扱います。
- 助成が決定した事業は、ホームページに実施団体名・事業概要等を掲載する予定です。
- 助成を受けた団体に対しては、当基金から事業期間中又は事業実施後にアンケート等をお願いする場合がありますので、その際はご協力ください。
- 助成を受けた団体は、当該事業に関する収入・支出の内容を証する関係書類を会計帳簿とともに、 事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。必要に応じて、 (公財)いしかわ県民文化振興基金の職員が活動の状況・実績等を調査する場合があります。
- その他、この募集要項に定めのない事項は「企業等の文化活動促進事業助成金交付要綱」に従います。

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県文化観光スポーツ部文化振興課内 TEL 076-225-1371 FAX 076-225-1496

E-mail bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp

http://www.ishikawabunka.jp/